

入 札 心 得 書

第1条 競争入札参加希望者は、入札説明書、この入札心得書をご確認のうえ入札してください。

第2条 1者で2以上の入札に参加することができます。

第3条 代理人により入札するときは、入札前に必ず委任状を提出してください。ただし同一の入札において1人で2人以上の代理を兼ねることはできません。

第4条 入札保証金は、免除します。

第5条 入札書には入札者の住所、氏名（法人にあつては名称及び代表者名）を記入のうえ、押印するものとし、また、金額の記入は算用数字を用い、最初の数字の前に「金」又は「¥」の文字を記入してください。

2 落札に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札金額とし、当該金額をもって契約金額とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書には消費税および地方消費税を含んだ金額を記載すること。

第6条 入札は入札書1通を市の担当者の指示に従い、会場に設置された入札箱に差し出さなければなりません。

2 提出した入札書は、その事由のいかんにかかわらず書換え、引換え又は撤回することはできません。

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札参加の資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時までに所定の場所に持参しない入札
- (3) 入札に際して連合等による不正行為があつた入札
- (4) 同一事項の入札に対し2以上の意思表示をした入札
- (5) 同一の入札で2以上の代理をした者に係る入札
- (6) 入札書に記名及び押印のない入札、入札書のア額のア表示を改ざんし、又は訂正した入札、鉛筆や消せるボールペン等の修正のできる筆記具で書かれた入札、その他主要な事項が確認できない入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) その他市長があらかじめ指示した事項に違反した入札
- (9) 担当職員の指示に従わなかったものの入札

第8条 開札は、入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札場所に同席しない場合には、入札に関係ない市の職員を立ち合わせて開札します。この場合、異議申し立てはできません。

第9条 落札者は、市の定めた予定価格の制限の範囲内において、最低の価格で入札をした者としてします。ただし、落札者となる同価の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。

この場合において、くじを引かない者があるときは、代わって入札に関係ない市の職員にくじを引かせます。この場合、異議申し立てはできません。また、くじを引く順番は申込順とします。

2 市の定めた予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、直ちに再度の入札を行います。入札は、3回まで行い再々度の入札でも落札者が決定しないときは、最低の価格で入札したものと随意契約の交渉を行うこととします。

3 落札者及び落札金額は公表しますが、次順位者以降の入札者名、入札金額等は一切公表しません。

第10条 落札者は、落札後、契約を締結していただきます。

2 入札執行後、当該入札の落札者が期日までに売買契約を締結しない場合において、当該入札の次順位者を落札者とすることができません。

3 入札執行後に行う落札者の入札資格に虚偽や不備があることが判明した場合は、契約を締結せず、当該入札の次順位者を落札者とする事ができません。

第11条 入札者は、入札後この入札心得書、入札説明書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

第12条 暴力団等の排除措置により生ずる損害の賠償について、落札者が「蒲郡市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年4月1日付け蒲郡市長・蒲郡警察署長締結）に基づく排除措置を受けた場合は、解約条項に基づき、損害賠償を請求することがあります。

第13条 落札者が契約の履行にあたり、妨害又は不当要求を受けた場合において、蒲郡市への報告及び警察へ被害届を提出することを怠ったときは、契約の相手方としない措置を講じる場合があります。

第14条 この入札心得書に定めのない事項はすべて地方自治法、地方自治法施行令及び蒲郡市契約規則の定めるところによって処理します。